



# 「ゾーン30」の整備について



歩行者・自転車が安全に通行できる環境を目指して



令和6年3月末時点の「ゾーン30」の整備状況についてお知らせします。

No.	市町名	整備地区	完了年度
1	四国中央市	三島中央3丁目	H24
2	新居浜市	松神子2丁目	H24
3	松山市	東本、桑原、松末	H24
4	西条市	大町	H25
5	今治市	東門町、美須賀町	H25
6	松山市	土居田町、針田町	H25
7	松山市	祓川	H25
8	松山市	鷹子町	H25
9	大洲市	袖木	H25
10	八幡浜市	松柏	H25
11	宇和島市	朝日町	H25
12	新居浜市	中萩	H26
13	西条市	神拝	H26
14	今治市	石橋町、郷新屋敷町	H26
15	松山市	平和通、清水町、高砂町	H26
16	松山市	北斎院町	H26
17	松山市	河野中須賀	H26
18	伊予郡砥部町	宮内	H26
19	松山市	平井町	H26
20	伊予市	上野	H26

No.	市町名	整備地区	完了年度
21	大洲市	大洲	H26
22	八幡浜市	保内町喜木	H26
23	宇和島市	朝日町	H26
24	四国中央市	川之江町	H27
25	西条市	三津屋南、三津屋、壬生川	H27
26	今治市	南高下町	H27
27	松山市	平和通、本町、木屋町、高砂町	H27
28	松山市	和気町2丁目	H27
29	松山市	東石井6丁目	H27
30	東温市	志津川	H27
31	松前町	筒井、浜、西古泉	H27
32	宇和島市	丸之内、御殿町、堀端町	H27
33	新居浜市	庄内町・坂井町	H28
34	松山市	柳井町、春日町、泉町	H28
35	松山市	永代町、末広町、真砂町 藤原町、北藤原町	H28
36	松山市	東石井2丁目、3丁目	H28
37	今治市	黄金町3丁目、末広町3丁目 松本町3丁目	H29
38	東温市	野田1丁目	H29
39	八幡浜市	江戸岡1丁目	H29
40	新居浜市	新須賀町2丁目、3丁目	H30

No.	市町名	整備地区	完了年度
41	西条市	三芳	H30
42	松山市	二番町4丁目	H30
43	宇和島市	津島町岩松	H30
44	西条市	氷見	R1
45	松山市	高岡町、久保田町 南吉田町、富久町	R1
46	宇和島市	榊形町1丁目、2丁目	R1
47	四国中央市	妻島町	R2
48	松山市	姫原1丁目	R2
49	松山市	古川北2丁目	R2
50	松前町	昌農内	R2
51	西条市	新屋敷	R3
52	大洲市	菅田	R3
53	西予市	野村	R3
54	八幡浜市	広瀬1丁目、2丁目、3丁目、 古町1丁目	R4
55	新居浜市	船木	R4



ゾーン30

※ゾーン30プラス整備箇所

- ・松山市東石井2丁目、3丁目地区 (No.36)
- ・大洲市菅田地区 (No.52)



ゾーン30プラス

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として、**区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度規制**を実施することです。

そして、道路管理者がゾーン30内に**ハンプ(かまぼこ状の段差)等の物理的デバイス**を整備し、ゾーン内における車の走行速度の低下や通り抜けを抑制する、「**ゾーン30プラス**」も推進しています。

思いやり運転を心がけ、事故防止に努めましょう！！



ハンプ

愛媛県警察本部

